明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四一）　二
○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（三四二）　三
○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四三）　四
○水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（三四四）　四
○民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三四五）　九
○特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令（三四六）　九
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務八〇）　一〇
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務五六）　一〇
○遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（農林水産五七）　一〇
○輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業五三）　一六
○船員法施行規則の一部を改正する省令（国土交通九一）　一六
〔規　則〕
○人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則（人事院一五―一四―四二）　一七
○人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則（同一五―一五―二〇）　一七
〔告　示〕
○沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき、沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき旅客ターミナル施設等及び特定販売施設を指定する件の一部を改正する件（内閣府一二五）　一七
○電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件の一部を改正する告示（総務四〇四）　一七
○基幹放送普及計画の一部を変更する告示（同四〇五）　一七
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、令和五年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（財務二九一）　一七
○農林水産大臣の定める講習の基準の一部を改正する告示（農林水産一七四四）　一七
○農林水産大臣の定める実務研修の基準（同一七四五）　一七
○貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件（経済産業一四五）　一七
○建築基準法の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件（国土交通一一二九）　一七
○海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁五〇）　一七
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第一条の規定により、漁船の操業を制限又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定めた告示の一部を改正する件（防衛二四〇）　一七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一七
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・職務上の氏名の使用・指定法の付記関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

本号で公布された法令のあらまし

◇合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三四一号）（農林水産省）

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第二二号）の施行期日は令和七年四月一日とすることとした。

◇合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令（政令第三四二号）（農林水産省）

1　合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成二八年法律第四八号）第六条第二項第二号の政令で定める情報は、森林法（昭和二六年法律第二四九号）第一〇条の八第一項各号（第七号、第八号及び第一〇号を除き、第一一号にあっては主務省令で定めるものに限る。）の規定に該当して伐採されたことを証する情報、同法第三四条第一項（同法第四四条において準用する場合を含む。）の許可を受けたことを証する情報又は同項各号（第八号を除き、第九号にあっては主務省令で定めるものに限る。）の規定に該当して伐採されたことを証する情報等とすることとした。（第一条関係）

2　この政令における主務大臣は、農林水産大臣及び経済産業大臣とすることとし、この政令における主務省令は、主務大臣の発する命令とすることとした。（第二条関係）

3　この政令は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第二二号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行するものとすることとした。

◇化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三四三号）（経済産業省）

1　第一種特定化学物質として、ペルフルオロ（ヘキサン―一―スルホン酸）（別名ＰＦＨｘＳ）若しくはペルフルオロ（アルカンスルホン酸）（構